# 栃木地方最低賃金審議会



# ( 整理番号 0507 )

第3回 栃木県最低賃金専門部会

令和5年8月7日 一部公開

開催日時	令和5年8月7	令和5年8月7日(月)		13時28分~16時35分				
開催場所	宇都宮市明保野	町1-4 宇都	宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室					
開催状況	公益を代表する	委員	出席 3 人		定数	3	人	
	労働者を代表す	る委員	出席 2 /	\	定数	3	人	
	使用者を代表す	る委員	出席 3  /	l.	定数	3	人	
主要議題	1 栃木県最低賃 2 その他							

議事録・議事要旨	議	事	録	
----------	---	---	---	--

# 事務局

ただ今から、令和5年度栃木地方最低賃金審議会第3回栃木県最 低賃金専門部会を開催いたします。

# 一 定数の確認 一

労働者代表委員の津村委員が欠席。

委員定数9名中8名の出席があり、最低賃金審議会令第6条第6 項により3分の2以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。

# 一 傍聴者の報告 一

本日の専門部会は、栃木県最低賃金専門部会運営規程に基づき一部公開とされており、公告の結果4名の傍聴申込みがあり、4名が傍聴することを報告。

それでは、議事につきまして部会長より進行をよろしくお願いい たします。

# 杉田部会長

それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。

本日の専門部会におきましても、公労使三者が集まって議論する 部分については公開とし、三者が集まる場面であっても採決部分は 非公開といたしますので、まずこの場は「公開」といたします。

傍聴の皆様は、「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を遵守すると ともに、審議中は事務局の指示に従っていただきますようお願いい たします。

それでは、議題(1)栃木県最低賃金の金額改定についてです。 審議に入る前に、他局の結審状況について、事務局から説明をお願いします。

#### 事務局

今朝時点で本省に正式登録されている結審状況については、

A東京 41 円 1,113 円 (本日結審予定)

A神奈川 41 円 1,112 円 (8/4 結審済)

A愛知 41 円 1,027 円 (8/4 結審済)

B福島 42 円 900 円 (本日結審予定)

B山梨 40 円 938 円 (本日結審予定)

B静岡 40 円 984 円 (本日結審予定)

B滋賀 40 円 967 円 (本日結審予定)

B広島 40 円 970 円 (8/4 結審済)

以上です。

# 杉田部会長

ただ今の説明に関して、何か御質問などございますか。 よろしいですか。

では、労使各代表委員において把握している情報で、御提供いただける情報はございますか。

# 菊嶋委員

はい。

# 杉田部会長

菊嶋委員お願いします。

# 菊嶋委員

連合に入っている結審情報ですが、先ほどの事務局からの説明以外に、Aランク埼玉が目安どおりに41円全会一致です。Bランク兵庫41円、目安+1円使側反対。Bランク北海道40円使側反対。Bランク和歌山40円全会一致。Bランク福井43円、目安+3円使側反対。対。

以上です。

# 杉田部会長

ありがとうございます。

それでは金額審議に入りたいと思いますが、最初に、前回、第2回 専門部会の審議状況を確認したいと思いますので、事務局から説明 をお願いします。

#### 事務局

前回、第2回専門部会では、公労使それぞれの協議を挟みながら、

公労協議を3回、公使協議を3回行い、最終的に労働者側の引上げ提示額は51円、使用者側の引上げ額は29円でした。

以上になります。

杉田部会長

労使とも、ただ今の説明で間違いありませんか。

各代表委員

間違いありません。

杉田部会長

本日、事務局からの提出資料はないようですが、労働者代表委員、 使用者代表委員からの提出資料はありますか。

各代表委員

ありません。

杉田部会長

本日は、予定では専門部会の審議最終日であり、部会終了後には、 引き続き開催される本審議会に対し、専門部会での審議結果を報告 することとなります。

報告は、ぜひ全会一致で結審し、報告したいと考えておりますので、労働者代表委員、使用者代表委員の皆様には、積極的な審議をお願いいたします。

それでは、これより金額審議に入ります。

従いまして、以後しばらくの間は、「三者が揃って協議する場面」 ではありませんので、「非公開」といたします。

なお、「公労協議」、「公使協議」がすべて終了後は、この会場に再び各委員が参集し全体での審議をおこないますので、そこからは再び「公開」といたします。

ただし、審議の状況にもよりますので、その時間まではお約束できません。

傍聴者の方々は、長時間お待たせする場合もあるということをあらかじめご了承いただいたうえで、事務局の指示に従ってお待ちくださいますようお願いします。

それでは、前回は公使協議で終了となりましたので、本日は公労協議から始めたいと思いますが、いかがでしょうか。

各代表委員

異議なし

杉田部会長

それでは、皆様それぞれの協議室に入っていただきまして、このあ と事務局がお声掛けいたしますのでお待ちください。

《《 以降非公開 》》

一 第1回 公益・労働者代表協議 ―

- 第1回 公益・使用者代表協議 ―
- 第2回 公益・労働者代表協議 ―
- 一 公益代表協議 一

# 杉田部会長

使用者代表委員をお呼びください。

- 第2回 公益・使用者代表協議 ―
- 一 公益代表協議 一

#### 杉田部会長

労働者代表委員をお呼びください。

- 第3回 公益・労働者代表協議 ―
- 一 公益代表協議 一

# 杉田部会長

事務局は労働者代表委員及び使用者代表委員を審議会場に案内してください。

一 公労使代表委員 審議会場に入室 一

# 《《《以降公開》》》

# 杉田部会長

審議を再開し、ここからの議事は再び「公開」といたします。 これから、公益委員で協議した結果について説明いたします。 本専門部会は、これまで本日を含め3回にわたり審議を重ねてま いりました。

労働者代表委員からは、基本的な考え方として、

- ①足元の実質賃金は、前年比▲2.3%と物価上昇に追いついていない状況が続いていること。最低賃金近傍で働く労働者の生活は苦しく、生活水準の維持・向上の観点から、実質賃金の引上げを意識した議論の必要があること。
- ②日本経済を好循環へと導くためには、春季生活闘争で大きなうねりとなった賃上げの流れを未組織労働者、最低賃金近傍で働く労働者の労働条件向上へと確実に波及させる必要があり、最低賃金を引き上げることで、「労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」との最低賃金法第1条の目的を果たすべきであること。
  - ③現在の栃木県最低賃金 913 円では、年 2,000 時間働いても年収

180万円程度で、いわゆるワーキングプア水準にとどまること。生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げるべきであること。

- ④最低賃金引上げには、「通常の事業の賃金支払い能力」を高めることが重要であり、政府の各種支援策の利活用状況等を踏まえた効果測定等を踏まえた上で、一層の制度拡充や利活用促進が必要であること。加えて、最低賃金引上げ分を含めた労務費上昇分を適切に価格転嫁できるよう、パートナーシップ構築宣言の普及・促進等を一層進め、実効性を高めるべきであること。
- ⑤雇用情勢は、完全失業率、有効求人倍率ともに昨年度審議時以来 堅調に推移しており、人材不足が顕著な中小企業・零細事業所におい て、人材確保・定着の観点から最低賃金を含む賃上げは急務であるこ と。
- ⑥日本経済の自律的成長に向けては「人への投資」が不可欠であり、その重要な要素たる最低賃金の引上げが必要であること。
- ⑦「全国加重平均 1,000 円」ではなく、「栃木県最低賃金 1,000 円」への引上げが必要であること。

その上で、熟慮に熟慮を重ねていただき、42 円の引上げ額が提示 されております。

使用者代表委員からは、基本的考え方として、

- ①昨年度の最低賃金は、「より早期に全国加重平均1,000円以上」を目指す政府方針や、近年にない物価上昇による生計費への影響等を勘案して審議がなされ、プラス31円、3.5%の大幅引上げとなった結果、影響率は前年度から5.3ポイント増加して、18.6%と過去最高を記録し、その言葉どおり中小企業の経営に与える影響が増大したこと。実際に「現在の最低賃金が負担になっている」と感じている中小企業が相当程度あり、今年度の最低賃金引上げが更なる影響を与えることは否めないこと。
- ②最低賃金法を根拠とする地域別最低賃金は、企業の業績や価格 転嫁の状況に関係なく適用される罰則付きの強行法であるため、最 低賃金引上げの影響を受けやすい中小企業が置かれている厳しい経 営状況を十分に踏まえた審議が不可欠であること。
- ③使用者側としても、足元の物価上昇、春季労使交渉における賃金引上げ状況、「賃金改定状況調査(第4表)」の結果、人材の確保・定着の観点から、今年度の最低賃金を引き上げることの必要性についいては理解しており、また、最低賃金の決定にあたっては、最低賃金法で定めた「法の原則」、すなわち、労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力の3要素を考慮することが基本であり、その上で、審議については、「法の原則」と「目安」を基に、「時々の事情」を含めて、総合的に勘案することになると承知していること。
- ④こうした認識に立ちながら、今年度の審議においても、使用者側としては、決定の3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」のとりわけ「第4表」の賃金上昇率の結果を最も重視するとの基

本的な考えに変わりはないこと。

⑤その上で、エネルギーや原材料の高騰といった企業物価の動向、価格転嫁の進捗状況など、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえながら、事業の継続と従業員の雇用維持の観点から、様々なデータに基づいて審議を尽くし、県内の企業経営者に対して納得感のある最低賃金額を示すことが、我々使用者側委員の責務であると強く認識していること。

⑥したがって、「10月1日発効」を前提とした審議スケジュールに 必要以上にとらわれることなく慎重の上にも慎重な議論を重ねてい きたいとのこと。

その上で、熟慮に熟慮を重ねていただき、37 円の引上げ額が提示されております。

公益委員は、労使の御意見を拝聴し、これまで公労協議、公使協議 を通じて真摯な議論を展開してきましたが、労使の意見には大きな 隔たりがあることから、公益見解をお示しすることとなりました。

通常の事業の支払能力について、企業の利益や業況において、コロナ禍からの改善傾向はみられるものの、労働分配率が比較的高い中小企業・小規模事業者においては、コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業もあるものと思われますが、賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げの水準、今年の賃金改定状況調査結果における賃金上昇率が上昇する中、労働者の生計費について、必需品的な支出項目に係る消費者物価の上昇を勘案する必要があります。そのため、

引上げ額を 41 円とし、時間額 954 円をお示しいたします。 発効日は、令和 5 年 10 月 1 日といたします。

ただし、この金額を提示するに際しまして、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組みを継続的に実施するよう要望すること。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めること。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金の影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるように、より一層の実効性のある支援の拡充を強く要望すること。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要であること。その際、赤字法人においても賃上げを促進するた

め、課題を整理したうえで、税制を含めて更なる施策を検討することも必要であること。原材料費等の高騰に対応したものとするなど、より一層の実効性のある支援の拡大を強く要望するものであること。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)及び「改正振興基準」(令和4年7月)に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組みの強化を強く希望する。との付帯事項の決議も併せて行いたいと考えております。

労使それぞれの代表委員の皆様には、ただいま述べました公益見解について、別室で御協議いただき協議結果について労使それぞれ個別にお伺いしたいと思います。

その結果、合意いただければ全会一致となりますが、合意いただけないとなれば採決となります。

協議結果については、まず労働者代表委員からお伺いし、その後使用者代表委員からお伺いします。

それでは、これ以降の公労協議・公使協議は、再び「非公開」とい たします。

傍聴者・報道関係者の方々には、またお待たせしてしまいますが、 次に「三者が揃って協議する場面」まで、またしばらくこの場でお待 ちください。

事務局は、労使代表委員をそれぞれの協議室に案内してください。

#### 《《 以降非公開 》》

#### 労使代表委員

- 一 労使それぞれの協議室にて協議 ―
- 一 公益・労働者代表協議 一
- 一 公益・使用者代表協議 一
- 一 公労使代表委員 審議会場に入室 一

# 《《 以降公開 》》

#### 杉田部会長

それでは、三者揃っての審議を再開しますので、議事はこれより 「公開」といたします。

公益見解について、労・使それぞれの代表委員から御意見を伺いま したところ、合意には至りませんでした。 したがって、先ほどお示ししました公益見解について、採決を行う こととします。

ここからは、「三者が揃って審議する場面」であっても、「採決」となりますので、これ以降の審議を非公開とします。

恐れ入りますが、傍聴者及び報道関係者の方々は、事務局の案内に 従って、いったん御退室いただき、採決が終わるまでお待ちくださ い。よろしくお願いします。

事務局は、傍聴人の方々を会場外へ案内してください。

一 傍聴人・報道関係者 退出 一

# 《《 以降非公開 》》

- 一 部会採決 一
- 一 部会長指示により事務局にて採決結果に基づく専門部会報告書(案)を作成 一

# 《《 以降公開 》》

### 杉田部会長

以降の審議については公開としますので、事務局は傍聴者・報道関係者を審議会場に案内してください。

— 傍聴者·報道関係者 入室 —

# 杉田部会長

事務局は、専門部会報告書(案)を全ての委員及び傍聴者・報道関係者に配付して、確認のため朗読してください。

#### 事務局

- 専門部会報告書(案)配付の上、朗読 -

# 杉田部会長

この専門部会報告書(案)について、御意見などございますか。

#### 各代表委員

- 意見等なし -

# 杉田部会長

御意見等が無いようですので、専門部会報告書を原案のとおり決定し、本日開催される第3回栃木地方最低賃金審議会において報告することとします。

では、お手元の専門部会報告書の(案)を削除し、本日、8月7日の日付を記入してください。

次の議題の(2) その他ですが、委員の皆様、何かございますか。

# 各代表委員

# - 意見等なし -

### 杉田部会長

特にないようですので、以上で本日の専門部会は終了となります。 本日の議事につきましては、運営規程第8条第1項の規定により 議事録を作成することになります。また、議事録については、同条第 2項ただし書の規定により議事録の一部を公開とし、第3項の規定 による議事要旨を作成の上、公開することにしたいと思いますが、よ ろしいでしょうか。

# 各代表委員

一 異議なし 一

#### 杉田部会長

それでは、議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの代表委員 のどなたかにお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。

# 各代表委員

一 労使それぞれの代表委員で協議 一

# 杉田部会長

それでは、労働者代表菊嶋委員、使用者代表鈴木委員にお願いいたします。

最後に遠藤労働基準部長より御挨拶をお願いします。

### 基準部長

本日は、令和5年度の栃木県最低賃金額改定の調査審議につきまして、非常にタイトなスケジュールの中、おとりまとめいただき誠にありがとうございました。

杉田部会長はじめ各委員の皆様には、御多忙のところ、また猛暑が続く中、3回にわたり活発な御審議をいただき、専門部会報告を取りまとめていただきましたことに対し、心より感謝申し上げます。

この専門部会報告につきましては、この後の本審に報告をし、所定 の手続きを進めてまいりたいと思います。

専門部会の皆様には、お手数をおかけいたしますが、この後の第3 回本審につきましてもよろしくお願い申し上げます。

#### 杉田部会長

ありがとうございました。

以上を持ちまして、第3回栃木県最低賃金専門部会を閉会といたします。

長時間にわたり、お疲れさまでした。